

借り受け希望の皆様へ

上尾市教育委員会

入学準備金貸付制度について

(令和8年4月入学者用)

上尾市教育委員会では、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、大学及び短期大学、専修学校（高等課程・専門課程）への進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学が困難な者の保護者に入学準備金の貸し付けを行い、有用な人材を育成するための貸付制度を設けています。下記の要領を参照のうえ、手続きをしてください。

記

1 貸し付けの対象

次の全ての条件を満たす人

- ① 市内に引き続き1年以上居住し、市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）を完納している者であること
※ 申請日に最も近い納期までの市税は全て納めていることが条件です。
※ この条件を満たしていない段階で、貸付審査の対象から外れます。
- ② 高等学校（特別支援学校を含む）、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学及び大学の入学が確実な者の保護者であること（各種学校は対象外です。）
- ③ 入学準備金の調達が困難な者であること
- ④ 連帯保証人がいること

2 連帯保証人

独立の生計を営む18歳以上の者で、債務の弁済能力を有する者

※連帯保証人の方へ教育委員会から連絡することがあります。

3 貸し付け金額

- ① 高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・高等専門学校・
専修学校（高等課程） 公立 20万円
〃 私立 30万円
- ② 大学・短期大学・専修学校（専門課程） 公立 30万円
〃 私立 50万円

※ 無利子です。

※ 各種学校は対象外です。

4 申請手続

- ① 入学準備金貸付申請書
 - ② 推薦書（封されたもの）
 - ③ 住民票（世帯全員、本籍及び続柄が記載されているもの、写し可）を添付し、直接、教育委員会教育総務課（市役所7階）へ提出してください。
- ※ 連帯保証人が市外の方の場合は、この方の収入を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等）と住民票（個人、本籍が記載されているもの、写し可）を提出してください。

受付期間：令和7年10月6日（月）～20日（月） 8：30～17：00

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

【記入上の注意】

- ① 第1号様式中の連帯保証人の欄は、連帯保証人自身が記入してください。
- ② 第1号様式の家族の状況欄は、同居家族及び同一の住民票に記載されている人全員を記入してください（申請者本人も含む）。
- ③ 第1号様式の年間収入欄において、事業所得等により年間所得ととらえる場合は、「年間所得」と記入してください。
- ④ 第2号様式（推薦書）は、在学校長の推薦を受けてください。
なお、既に卒業している人は、出身学校長（高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程の入学決定者については卒業中学校長に、大学・短期大学及び専修学校専門課程の入学決定者については卒業高等学校長）の推薦を受けてください。

5 審査

貸付審査委員会で世帯の所得状況等をもとに貸し付け適否の審査を行います。

- ※ 希望者多数の場合は、予算の範囲内での貸し付けとなります。
- ※ 貸し付けの適否は、申請者全員に通知します。
- ※ 提出書類は、適否にかかわらずお返ししませんので御承知おきください。

6 借り受けの手続き

貸付決定を受けた方が貸付金を借り受けるにあたり①入学決定を証明する書類（合格証等）、②借用書、③印鑑登録証明書（本人及び連帯保証人）、④口座振込依頼書、⑤口座振替申込書（上尾市保管）【口座振替依頼書を金融機関への提出後の控え】を提出していただきます。

- ※ ②、④、⑤（口座振替依頼書）は貸付決定通知書と一緒に送ります。
- ※ 借り受けを辞退する場合には、直ちに教育総務課に連絡してください。
- ※ 書類提出後、10日から2週間程度で貸付金を指定口座に振り込みます。

7 貸し付け方法

口座振込により貸し付けします。

なお、原則として、この口座から口座振替（四半期ごと）により返済していただきますので、返済が終了するまで解約することのないようお願いします。

8 返還方法

6か月据え置き後の令和8年7月から、四半期（7月、10月、1月及び4月の各末日の年4回）ごとに銀行口座振替により返還していただきます。

貸付金額	返済回数	返済期間
20万円 ……	17回割賦（12,000円×16回＋8,000円×1回）	…4年3か月
30万円 ……	13回割賦（24,000円×12回＋12,000円×1回）	…3年3か月
50万円 ……	17回割賦（30,000円×16回＋20,000円×1回）	…4年3か月

9 その他

◎ 異動報告

次に該当する場合は、直ちに報告してください。

- ① 生徒または学生が、転学あるいは退学した場合
- ② 借受人、生徒または学生、連帯保証人が死亡した場合
- ③ 借受人、生徒または学生、連帯保証人が住所を変更した場合

◎ 繰り上げ返還

借受人が①「貸付対象」の条件を欠いたとき、②貸付金を入学準備金以外の費用に充てたとき、③生徒または学生が中途退学したときは、返還期限前に貸付金の全額を返還しなければなりません。

◎ 貸付審査にあたっての所得の上限目安（世帯）

対象	世帯構成	上限所得の目安
高校入学	両親と中学生（対象）の3人世帯	490万円程度
高校入学	両親と中学生（対象）、小学生の4人世帯	570万円程度
大学入学	両親と高校生（対象）の3人世帯	490万円程度
大学入学	両親と高校生（対象）、中学生の4人世帯	600万円程度

※家族状況や経済状況など総合的に審査しますので、上限所得を超えていても貸し付けできる場合があります。なお、所得は税法上の総所得金額です。

【申請・問い合わせ先】

上尾市教育委員会 教育総務課

〒362-8501 上尾市本町三丁目 1－1

TEL 048-775-9469 (直通)

FAX 048-776-2250